

清里小学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義等（いじめ防止体策推進法 第二条関係）

1 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（いじめ防止対策推進法 第2条「定義」より抜粋）

※「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」R2. 11. 24では、「けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当することもある」と改訂。

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりえるものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 基本的施策

1 いじめのない明るく楽しい学校生活のために

いじめの未然防止及びいじめ事象への対応として以下の取組を行う。

- (1) いじめを許さない支持的風土づくりを推進する。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- (3) いじめの早期発見のための必要な取組を行う。
- (4) いじめ防止のための取組を推進する。
- (5) いじめの早期解決、及び当該児童の安全を保障するために校内いじめ不登校対策委員会の機能化を図るとともに、校区における関係を組織した「清里小学校いじめ防止地域協議会」の立ち上げ、必要に応じて警察等関係機関や専門家と協力してその解決にあたる。
- (6) 学校と家庭が協力して、未然防止・早期解決に取り組む。
- (7) 教師の資質を高めるための研修の機会を保障する。

2 具体的実践事項（前記項目の具体化）

(1) いじめを許さない支持的風土づくりの推進

児童一人一人が互いに認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で推進していく。

ア 挨拶の励行

イ 縦割り班活動を多用し、縦横斜めの温かい人間関係の構築

ウ 朝の会・帰りの会の“今日の良かったこと”等で、建設的な総合評価をしあう機会の推進

エ 互いの意見をよく聞き、自らが思ったことを発言していく態度の育成

(2) 児童一人一人の自己有用感の高揚と自尊感情の育成

教職員一人一人が分かりやすい授業に心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する成就感・達成感を味わわせ、自己有用感を高揚させ、自尊感情を育むことができるようにする。

ア 「特別の教科 道徳」の時間を要とした道徳教育の充実

イ 他者意識を育む人権学習の推進

ウ すべての教育活動における自尊感情の育成

(3) いじめの早期発見のための取組

成長過程にある子どもたちには、いじめが起きることを想定として捉え、総ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うと共に、定期的な調査を行う等、あらゆる角度からいじめを早期に発見し、解決に取り組める手だてを講じる。

ア 日常の児童の観察による実態把握と職員間の情報交換

①実 施 : 毎日

②把握の方法 : 担任、及び学校職員による日常の児童の観察による。

③共通理解 : 児童の様子で気になる出来事について、関係教職員に知らせると共に、全職員が知りうるべき内容について、緊急な案件については臨時職員会等を行い、全職員に報告する。

イ 生徒指導対策委員会の実施

①実 施 : 月1回

②把握の方法 : 職員の代表による情報交換を行い、1ヶ月間の児童の状況を把握する。

③共通理解 : 職員夕会や職員朝会等で全職員に報告する。

ウ 長洲町内の学校が実施する共通のアンケートの実施

①実 施 : 月1回

②把握の方法 : 児童の記名式アンケートにより、1ヶ月間の友達関係を把握する。担任が、月始めに学級で把握し、人権教育主任に報告する。

③共通理解 : 期日を置かず、人権教育主任が学校全体の集約を行い、いじめ不登校対策委員会を開催した後、職員朝会で全職員に報告する。

エ 熊本県教育委員会が実施する「熊本県公立学校 心のアンケート調査」

①実 施 : 11月～12月

②把握の方法 : 児童の無記名式アンケートにより、過去の友達関係を把握する。担任が学級で実施して集約し、人権教育主任に報告する。

③共通理解 : 期間を置かず人権教育主任が、学校全体の集約を行い、いじめ不登校対策委員会を開催した後、職員朝会で全職員に報告する。

オ 子どもを「観つめる会」の実施

①実 施 : 毎月1回(第3木曜放課後)

②把握の方法 : 担任、及び学校職員による日常の児童の観察による。

③共通理解 : 各学級における気になる児童の状況、及び児童間の交友関係を報告し、共通理解し、共通実践事項について協議する。

カ 教育相談の実施（三者面談も含む）

①実施日：毎年、県と校内アンケートが終わった7月に特設の教育相談を設定して全員対象に担任が行う。

②実施の方法：チェック事項を基に、日常の生活について個人面談を別室にて実施する。児童の状況で、他も認知すべき案件があれば、即刻、管理職へ報告する。

※ なお、アンケート等により明らかになった児童の実態については、その取組をP D C Aサイクルの中に位置づけ、その対策や手だてについて講じ、改善の状況を判断し、「いじめ0」を目指す。

(4) いじめ防止のための全校での取組

学校全体の共通意識・共通認識を醸成するための学習の機会を設定する。

ア 全児童による“全校人権集会”の実施（6月・12月）

イ 学校代表児童による熊本県人権子ども集会への参加と、全児童への報告

(5) 校内体制の整備と外部機関を活用したいじめ問題の解決

学級担任だけで抱え込むことなく、校長はじめ総ての教職員が対応を協議するとともに、案件に応じては外部へも解決に向けた意見を問う。

ア 校内いじめ不登校対策委員会の機能の充実

イ いじめ事象が起きた時の域内の相談機関としての「清里小学校いじめ防止地域協議会」の設立と、機に応じた開催及び解決に向けた協議の実施

ウ いじめの内容により、警察等の機関を活用した当該児童の身の安全の保障

(6) 学校と家庭の連携による未然防止・早期解決について

いじめに関わる児童の保護者と協働した取組により、被害児童・加害児童・第三者児童の保護者も一緒になって解決に向かう取組を推進する。

ア 常日頃からの児童の様子の情報交換の実施と、小さな気付きも伝えやすいような人間関係づくりの構築

イ いじめ問題発生時の学校内だけの抱え込みと解決を図ることの否定、及び家庭との連携強化の下での問題解決

ウ 家庭において、学校に話すことができないような状況が起きた場合の「いじめ110番」等のいじめ問題に対応する相談窓口の存在と利活用についての周知

(7) 教師の研修機会の保障

児童の人間関係を見取り、その状況を改善・修復し、仲間づくりを推進できる教師力の向上のための研修の実施

ア 校内人権教育研修会（7月・2月）

イ 荒尾玉名人権教育研究大会への参加

ウ P T A人権教育講演会

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(ア)いじめに係る行為が止んでいること

・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。

・いじめ被害の重大性から、さらに長期間の注視期間を設定する。

(イ)被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅲ いじめの防止等の対策のための組織

児童間に生じたいじめ問題を解決に導くための組織として、以下の2つを設置する。
なお、(2)の「清里小学校いじめ防止地域協議会」は、(1)の「いじめ不登校対策委員会」にて解決が難航を期す可能性がある場合に委員会を招集するものとする。

(1) 学校内の組織：「いじめ不登校対策委員会」

いじめの未然防止やいじめ発生後の対策を実効的に行うため、管理職、人権教育主任、生徒指導主任、当該学級担任により、いじめ不登校対策委員会を設置する。

必要に応じて委員会を開催し、いじめ問題の未然防止や解決に向けた協議を行う。

※本委員会における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う「**情報集約担当者**」を置き、担当者は、教頭・生徒指導主任とする。

※「情報集約担当者」は、次のことを行う。

- 被害の訴えのあった児童、加害の疑いのある児童、その他の児童からの聴取
- 関係教職員からの情報収集
- 事実確認の整理といじめの認知
- 児童及び保護者への説明

(2) 地域や関係機関と連携した組織：「清里小学校いじめ防止地域協議会」

いじめ問題が発生した場合は、適切な対応をするための校内組織により対応するが、校内委員会協議及び全職員による協議で解決が困難な場合に必要に応じて、その解決を効果的に行うために、外部の関係者を交えたいじめ防止等の対策のための話し合いを行う。

本協議会の開催は、校長が招集する。

〈 構 成 〉

氏 名	役 職	備 考
	学校運営協議会 会長	学校応援団代表
	学校運営協議会 委員	人権擁護員
	学校運営協議会 委員	民生児童委員代表
	PTA会長	保護者代表

Ⅳ 重大事態への対処

1 重大事態とは

以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して、判断する。

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 連続して欠席している場合

2 警察への相談・通報

- (1) 犯罪行為（触法行為を含む）が確認された場合は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- (2) 犯罪行為が確認された場合の警察への相談・通報について、保護者に対して学校だより等を通して、あらかじめ周知しておく。

3 対処（調査）

(1) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・十分な聴き取りを行うと同時に、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。情報を提供してくれた児童を守ることを最優先に調査を実施する。
- ・調査結果をもとに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為をただちに止めさせる。
- ・いじめられた児童に対しては、状況に合わせたケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(2) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・当該児童の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、自殺の背景調査を行う事とする。この調査に当たっては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

4 対処（調査結果の提供及び報告）

(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任を踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果については、長洲町教育委員会へ報告する。